

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 20 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：平成 31 年 3 月 16 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、平成 31 年 3 月 16 日乗車となるものから施行する。

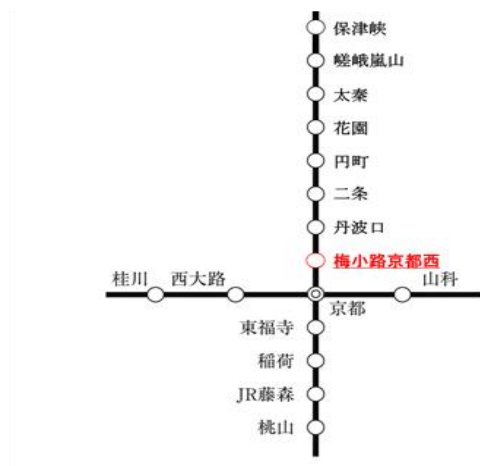
平成 31 年 2 月 8 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 86 条中、「大阪市内（新加美駅を除く。）」を「大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）」に改める。

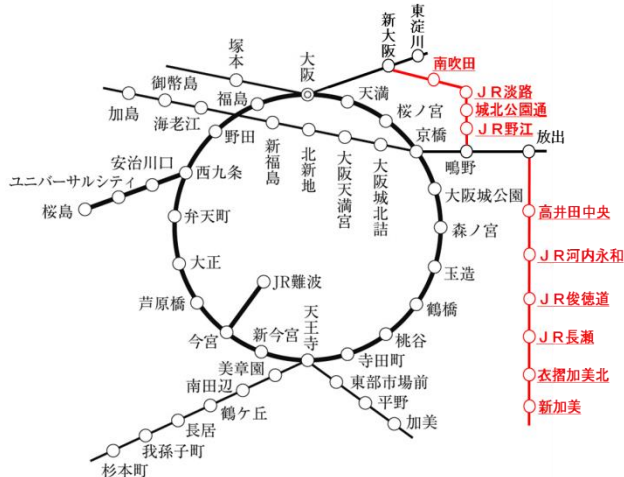
同条第 4 号を次のとおり改める。

(4) 京都市内



同条第 5 号を次のとおり改める。

(5) 大阪市内



第 125 条第 1 項第 1 号ロの(ハ)の b の(a)の表を次のとおり改める。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで
料 金	円 750	円 1,000	円 1,550	円 2,200	円 2,500	円 2,850

同条同項同号ロの(ハ)の b の(b)の表を次のとおり改める。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで
料 金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 2,460	円 2,760	円 3,110

第 130 条第 1 項第 1 号ロの(イ)を次のとおり改める。

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の 4 人個室に対して適用する特別車両料金 (A)

営業キロ 地 帯	200 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	600 キロ メートル まで	800 キロ メートル まで	801 キロ メートル 以上
料 金	円 3,030	円 4,520	円 5,790	円 7,160	円 8,430

(注) 1 人当りの料金とする。

第 136 条第 1 項第 1 号を次のとおり改める。

(1) A 寝台料金 (1 人当りの料金とする。)

1 夜につき 1 個	個室	(シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)	13,730 円
	特別個室 (R)	(カシオペアデラックス)	17,670 円
	特別個室 (S)	(カシオペアスイート)	26,220 円

同条同項同第 2 号のイを次のとおり改める。

(2) B 寝台料金 (1 人当りの料金とする。)

イ 客車 (個室)

1 夜につき 1 個	個室	(ソロ)	6,480 円
	個室 (N T)	(ノーマルツイン)	8,390 円
	個室 (S T)	(シングルツイン)	9,430 円

同条同項同号のロ、ハ、ホ及びヘを削り、ニをロに改める。

同条同項第 3 号のイ中「第 1 号に規定する個室及び特別個室 (S) (カシオペアスイートを除く。)の補助寝台料金」を「第 1 号に規定する個室の補助寝台料金」に改める。

同条同項同号のロ中「第 1 号に規定する特別個室 (S) のうちカシオペアスイートの補助寝台料金」を「第 1 号に規定する特別個室 (S) の補助寝台料金」に改める。

第 187 条第 3 号中「「大阪市内 (新加美駅を除く。)」」を「「大阪市内 (南吹田駅、高井田中央駅、J R 河内永和駅、J R 俊徳道駅、J R 長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。)」」に改める。

第 191 条の様式を次のとおり改める。

(様式省略)

第 195 条の様式を次のとおり改める。

(様式省略)

第 225 条第 1 号の様式を次のとおり改める。

(様式省略)

同条第 3 号の様式を次のとおり改める。

(様式省略)

第 226 条第 2 号の様式を次のとおり改める。

(様式省略)

別表第 1 号を次のとおり改める。

(内容省略)

別表第 1 号の 2 を次のとおり改める。

(内容省略)